

シンガポールのサイン証明書

4月1日以後に提出する税務関係書類については、税目を問わず押印制度が原則廃止されます。日本もいよいよ欧米のように署名の世界に入っていくのでしょうか。

今回は、押印制度に関連して、日常必要とされることの多い印鑑証明書について、シンガポール居住者を例にとって見てみたいと思います。もちろん、シンガポールでは印鑑を使う習慣がないため、日本のような印鑑証明書はありません。その代わりサイン証明書が発行されます。二つの事例を見てみましょう。

1 日本の国籍を持つシンガポール居住者の場合

日本の国籍を持つシンガポール居住者はパスポートを持って在シンガポール日本国大使館に出向き手続きをします。今、手元にあるサイン証明書の写しを見ると、「証明書」の文字の下に「以下身分事項等記載欄の者は、本職の面前で以下の署名欄に署名（及び捺印を押捺）したことを証明します。」と日本語で記載され身分事項等記載欄には、氏名、生年月日、日本旅券番号を記入し署名を自筆で行い、捺印しています。その下に証明記号番号が打たれ、発行年月日が記載され、その次に「在シンガポール日本国大使館 特命全権大使 山崎純」とあり、その公印（角印）が押されています。サイン証明書に在シンガポール日本国特命全権大使のサインではなく印鑑が押されているのは、日本のというか、おもしろいところです。

2 日本の国籍を持たないシンガポール居住者の場合

日本の国籍を持つシンガポール居住者については、以上のとおりですが、日本の国籍を持たないシンガポール居住者は、国籍によっては、サイン証明書を公証人（Notary Public）から発行してもらうこととなります。東南アジアの某国の国籍を持つシンガポール居住者のサイン証明書を見ると、本人のパスポートのコピーの下部余白に発行日と公証人のスタンプ、そしてCertified True Copy（認証真正謄本）の赤いスタンプの上に、公証人のサインが記入されています。パスポートに記載されている本人の署名についてサイン証明書が発行されているわけです。それを保証するため、別途Notarial Certificate（公証による認証書）とシンガポール法曹協会(SAL)発行のAuthentication Certificate（公証人の認証証明書）が添付されています。いずれも一冊に綴じられその左隅に赤いリボンが通されて取り外せないようこれも赤いシールで封印されています。

以上シンガポールのサイン証明書について述べましたが、日本では、押印制度が原則廃止となつた後も、押印廃止の対象外となっている書類もあります。それでも、いろいろな税金の申告書や各種届出書、申請書に印鑑を押さずに済むのは便利ですね。

（国際特別委員会 田中久義）